

令和6年度 事業計画

社会福祉法人基本理念・行動規範・職員行動指針

社会福祉法人はその存在意義を明確にし、社会福祉事業を経営する信頼性の高い法人であることを示していく必要がある。そのため『吉城福社会基本理念』を定めるとともに、社会福祉法人の使命である「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与するために、全国社会福祉施設経営者協議会が経営指標として位置付けた10の経営原則に基づき行動指針として整理した4つの基本姿勢と14の取り組み課題を『吉城福社会行動規範』として定め、実践していく。

また、基本理念の実現のため、『吉城福社会職員行動指針』を定め、全職員が実践していく。

『吉城福社会基本理念』

互助の精神のもと、住み慣れた地域で、四季を通じ、すべての住民が地域社会の一員として、変わらなく健やかで生きがいのある生活を送ることができるよう、住民の福祉の増進に寄与する。

『吉城福社会行動規範』

10の経営原則

- ①公益性：個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい「安心のある生活」が送れるように、国民すべての社会的な自立支援を目指すため、支援をすること。
- ②継続性：解散時の手続きや残余財産の処分等に関する規定によって、制度的にサービスの継続性が確保されている。よって良質なサービスを安定して提供する義務があること。
- ③透明性：公的な負担によって行われる事業であるとともに利用制度化が進むなか、公益法人としてより積極的な情報開示、情報提供等による高い透明性が求められること。
- ④倫理性：公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行うこと。
- ⑤非営利性：持ち分がなく配当は認められていない。事業で得たすべての金銭的成果は社会福祉事業に充てるか、地域の生活課題や福祉需要に還元すること。
- ⑥開拓性：表出しづらい生活課題、福祉需要の掘り起こしや、制度の狭間にあるもしくは制度化されていない福祉需要等に対し、新しい領域として、先駆的に他機関・団体等に先立って対応するとともに、制度化に向けた働きかけを行うこと。
- ⑦組織性：高い信頼性が求められる法人にふさわしい組織統治の確立、人材育成等、組織マネジメントに取り組むこと。
- ⑧主体性：民間の社会福祉事業経営者としての自主性および自律性を發揮し、自らの意志、判断によって事業に取り組むこと。
- ⑨効率性：税、社会保険料等公的な財源を使用することから、より効果的で効率性の高い経営をめざすこと。

⑩機動性：地域の福祉ニーズ及び制度の変化に対して、すばやく対応すること。

1：利用者に対する基本姿勢

- ① 人権の尊重：利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。
- ② サービスの質の向上：常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めます。
- ③ 地域との関係の継続：利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。
- ④ 生活環境・利用環境の向上：良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため利用者の生活環境・利用環境を整備します。

2：社会に対する基本姿勢

- ⑤ 地域における公益的な取組の推進：地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。
- ⑥ 信頼と協力を得るための情報発信：社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や協力が必要不可欠です。今「見える化」にとどまらない「見せる化」を推進し、国民の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組みます。

3：福祉人材に対する基本姿勢

- ⑦ トータルな人材マネジメントの実現：経営理念に基づき、めざす事業経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。
- ⑧ 人材の確保に向けた取組の強化：良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。
- ⑨ 人材の定着に向けた取組の強化：福祉サービスの継続と発展のために、職員待遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を推進します。
- ⑩ 人材の育成：法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組みます。さらに、「新しい地域包括支援体制」を支える総合的な人材の育成にも取り組みます。

4：マネジメントにおける基本姿勢

- ⑪ コンプライアンス（法令等遵守）の徹底：社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。
- ⑫ 組織統治（ガバナンス）の確立：国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。
- ⑬ 健全な財務規律の確立：公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、健全な財務規律を確立します。
- ⑭ 経営者としての役割：社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、全国社会福祉施設経営者協議会「アクションプラン2020」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。

『吉城福社会職員行動指針』

1. 私たちは、常に学習し、より良い支援やサービスの提供に努めます。
2. 私たちは、常に人権を尊重し、公正・公平な支援やサービスを行います。
3. 私たちは、いつどこでも、誰に対しても、丁寧で優しい言葉で接します。
4. 私たちは、常に利用者のニーズと意志を尊重し、誠意を持って対応します。
5. 私たちは、常に自らの健康管理に留意し、健全な心身の維持に努めます。
6. 私たちは、常に社会の一員としての自覚を持ち、地域福祉の発展に努めます。

経営する事業

【第一種社会福祉事業】

養護老人ホームの経営

【第二種社会福祉事業】

老人デイサービスセンターの経営

保育所の経営

一時預かり事業の経営

老人居宅介護等事業の経営

障害福祉サービス事業の経営

特定相談支援及び障害児相談支援事業の経営

移動支援事業の経営

【公益事業】

訪問入浴介護事業

居宅介護支援事業

子どもの居場所づくり事業

法人運営

社会福祉法に則った運営を基本として、組織体制の強化を図り、理事会・評議員会の役割と責任を明確化し、理事会（理事）が積極的に法人運営に関与すると共に、中期経営計画に基づいた運営をめざします。監事についても専門的観点から指示や助言をいただくなど、内部統制の確立を更に進めます。社会福祉連携推進法人共創福祉ひだと連携し、現行事業の精査や新事業の研究、外部団体との連携等を重点的に進め、SDGs の達成や将来に向けて社会福祉法人間の合併等についても研究します。

中期経営計画に沿って、「住民誰もが地域の力に みんなあんきに ほっこりと」を目指す姿に掲げ、「共に生きる」をキャッチフレーズに、法人組織と役職員が一丸となり事業を進めています。

理事会開催予定：5月・10月・1月・3月・その他（随時）

評議員会開催予定：6月（定時）・その他（随時）

理事・監事任期：令和5年6月22日～令和7年6月の定時評議員会終結の時

評議員任期：令和3年6月22日～令和7年6月の定時評議員会終結の時

評議員選任・解任委員会：監事1名、事務局1名、外部委員1名（常設）

第三者委員任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

事業運営

[サービスの基本目標]

各サービスのご利用者・入所者及び園児の意志や人格を尊重し、また、ご家族の意向にも充分配慮し、地域や家庭との結びつきを重んじ、行政機関や他の福祉サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と密接に連携しながら、可能な限りご利用者それぞれの能力に応じた平穏な日常生活が送れるように、また、その能力の維持向上を図り、将来に活かせるように自己実現をサポートしていく。

事業運営にあたっては、[サービスの基本目標]を念頭に、常にご利用者・入所者及び園児の最善の利益を考慮し、健康で安心安全な生活ができる環境づくりに努めると共に、各種法令を遵守し、適切・適正な運営を心がけます。

働き方改革を進めると共に、給与規程や就業規則等の見直しを進めます。また、適正かつ良質なサービスを提供するため、利用者アンケート等を通して内部評価を実施すると共に、今後は外部評価制度も検討し、更に公益的な社会福祉法人として健全な経営を図ります。中期経営計画に基づき運営しますが、必要に応じ修正や補完をしながら進めます。

広報については、各事業の紹介やPRとなる広報紙を発行すると共に、ホームページを利用した情報発信を行います。

職員の確保や配置については、計画的な職員採用の他、法人として将来に向けた人材の育成に努めると共に、外国人人材の活用についての検討や障がい者雇用についても積極的に推進します。また、人事異動による職員交流を定期的に行い、サービスの質の平準化と職員の育成を行います。さらに職員相談窓口を設置して、様々な事柄について普段から気軽に相談できる体制をつくり、職員がストレスをためにくく安心して長期間働いていただける職場環境の整備に努めます。

職員研修については、年間計画に基づいて計画的に実施します。職域ごとの現場に則した部門研修を基本に実施しますが、職員の連帯感向上と共通理解のため全体研修も実施します。

感染症への対応や、拘束・虐待等の問題については、対応マニュアルを整備し、委員会を設置して重点的に取り組み、法令遵守を徹底します。

個人情報の取扱いについては、飛騨市個人情報保護条例及び吉城福祉社会個人情報に関する基本方針を遵守し、マニュアルに基づいた職員共通の対応を徹底します。

職員厚生については、職員が健康で長く働ける環境づくりに努めます。全職員の健康診断の実施や、各種予防接種の斡旋、人間ドックについても引き続き実施します。その他、メンタルヘルス・腰痛予防等についての研修や個別相談なども実施し、常に職員の健康管理に留意しながら、健康で安全な職場づくりをめざします。

職場環境については、現在エクセレント企業として認定され、また、介護人材育成事業所のグレード2の宣言をしています。今後もワークライフバランスの向上と働き易い環境の更なる整備を進めます。

職員待遇については、職員への待遇改善が叫ばれる中、収支のバランスがとれ安定した経営が維持できるよう将来を見据えた給与制度の見直しを図ると共に、今後も適正な人事管理と労務管理を進めます。

各施設の危機管理については、各事業拠点での、火災や風水害など有事の際に利用者・入所者及び園児に被害が及ぼぬよう、人命の保護を第一に考え避難訓練等を随時実施して、安全の確保を徹底します。BCP（事業継続計画）についても、事業毎に策定し職員一人ひとりが危機管理に対し強く意識していくよう進めます。

衛生管理についても、引き続き感染症や食中毒の発生について注意喚起を促し、安全への配慮を徹底します。

事故対応については、毎月のチーフミーティングにおいて事例報告を行いながら情報を共

有します。職員の交通違反や車両事故などが発生している現状から、予防対策について具体的な内容を検討し、加入している保険会社の協力も得ながらマニュアルの見直しを進めます。

事務の効率化については、全ての事業において、事務処理に関するICT化を推進し、費用対効果についても留意しながら事務効率の改善に努めます。その他、社会福祉法人会計については、引き続き、各拠点に会計担当者を配置すると共に、予算管理についても、施設長級、チーフ級の職員に対して今まで以上に会計研修等を実施するなどして、各拠点においても事業ごとの収支状況について常に把握し対応できるよう改善し、適正な予算の執行管理に努めます。

社会福祉連携推進法人共創福祉ひだについては、昨年度実施した法人経営の現状分析結果をもとに経営改善計画の策定を早急に進めていただくと共に、ICT導入による業務の効率化、職員採用や人事交流に向けての提案や調整等を引き続き進めていただき、効率的で将来にわたり継続可能な法人運営につなげます。

昨年度、コロナ禍で見送りとなっていた法人設立20周年記念行事については、その内容について検討し実施します。

各事業の運営計画

★養護老人ホーム「和光園」

飛騨市の指定管理者として、引き続き運営します。

令和6年度は入所者の皆さんに生きがいや、楽しみを感じてもらえるようコロナ禍により規制していたボランティアの受け入れや慰問、外出行事など、以前の状態に徐々に戻していきます。時代に合った養護老人ホームの運営にあたり、地域のニーズや養護老人ホームとして求められる役割を的確に把握し、引き続きそれらを実現していくことが最も重要であると考えます。

運営にあたっては、入所者はもちろん、身元引受人をはじめご家族との連携を密にし、情報共有を行ないます。特に職員間の情報共有を第一として、園に関わる多職種との連携を大切にし、共通認識を持って信頼関係を築いていけるように、また地域に開かれた施設となるよう努力します。さらに、制度に沿ったきめ細かな運営や入所者のニーズに適合した良質のサービスが常に提供できるよう、各種研修等を通じて、職員個人のレベルアップと施設全体のサービスの向上をめざします。

入所者の処遇については、それぞれの身体状況や生活状況を勘案しながら個々の要望を的確に把握し、生活の中に【生きがい】や【やりがい】を感じられる楽しみや役割をその人に合った形で支援できるよう、入所者ごとの個別処遇計画の見直しを随時実施すると共に、計画に沿った処遇を徹底します。

現状として、要介護者、精神障害を持たれている方の入所が多くなってきており、セーフティネットとしての対応が地域のニーズであるとともに、養護老人ホームの役割として求められています。令和5年度からは個室対応への加算として生活環境整備体制充実加算及び夜勤者2名配置することでの夜勤体制拡充加算を飛騨市により新設され、困難な対応に対して職員が拡充できる体制が新たに構築されました。引き続き地域で困っている皆さんを一人でも多く入所していただけるよう、夜間帯は職員2名で対応する勤務形態をとり、現在の職員の心的負担も軽減できるよう対応していきます。また、多様な対応が求められる職員に対しても研修等を通じて、障害分野でも対応できる人材の育成に努めていきます。ただし多様な入所者への対応については、職員への大きな負担とリスクが伴うため、今後の方向性については研究する必要があり、飛騨市の意向も含めた地域のニーズと職員体制や運営の効率化を総合的に判断し、研究を進め方向性を見出します。

年間を通して、市の担当者とは密接な情報共有を行ない、連携しながら入所者確保に努めています。

事業継続計画（BCP）については、施設現場実情に即した形となるよう随時見直し、訓練等により実際に動いてみることで課題を洗い出し、有事の際に確実に役立つような形としていきます。

和光園は、吉城福祉会が運営する事業の中で唯一の第一種社会福祉事業であり、今後も和光園の運営を吉城福祉会の基幹事業の1つとして永続的に運営できるよう、今後の入所者様の状況やニーズ、人口動態、福祉施策状況等を十分勘案しながら、将来に向けた研究と準備を進めます。

* 利用定員	入所	50名
	ショートステイ	2名（1日）

★ 老人デイサービスセンター（通所介護）

○古川デイサービスセンター

(介護給付：地域密着型通所介護)

(介護予防：日常生活支援総合事業：第1号通所介護)

(地域生活支援事業：基準該当障害者デイサービス)

地域密着型通所介護として、関係機関との連携を密にし、安定した運営を目指します。

現在のハートピア古川内での運営は令和6年度で終了し、令和7年度からは旧稲葉通りデイサービス跡地へ移転する予定のため、本年度中に増改築を進めます。定員は18名、サービス提供時間は6時間以上7時間未満の運営としますが、さらに運営の効率化と安定したサービス提供を行なうため、本年度は運営日を月曜日から金曜日とします。

令和6年1月から地域密着型通所介護に移行したこと、古川、河合、宮川の3施設が一体となり、より地域に根付き、持続可能な運営を目指します。

移転後の運営ビジョンについては、固定観念を捨てて、明確な特色を見出すことで差別化を図られるよう更に研究すると共に、定員に見合った人員配置とすることで、継続可能な新しい通所介護の形を作ります。さらにレクリエーションについても現在の形にこだわらず、季節を感じられる内容やリハビリにつながる内容など、ニーズとして求められる形を目指します。

加算については、地域密着型通所介護による新しい体制を整えると共に、LIFEについても実施します。

障がい者、障がい児の入浴については、現在1名の受け入れを行なっていますが、特色の一つとして移転後も引き続き実施できるよう検討します。

ボランティアについては、本年度からは積極的に受け入れを進めます。

調理については、移転先の調理スペースが狭いため、食事の提供を安全、円滑に行えるよう他事業との連携についても検討します。

本年度は、感染予防対策の強化、BCP、高齢者虐待の防止の推進、それに伴う委員会の開催、認知症介護基礎研修の受講、入浴介助研修が義務付けられたため、漏れのないよう実施します。

月曜日から金曜日営業

定員 18名

○河合デイサービスセンター（介護給付：地域密着型通所介護）

(介護予防・日常生活支援総合事業：第1号通所介護)

(地域生活支援事業：基準該当障害者デイサービス)

地域密着型通所介護として、関係機関との連携を密にし、安定した運営を目指します。

運営は月曜日から金曜日までとし、サービス提供時間は昨年度同様6時間以上7時間未満で実施します。また、昼食の提供方法については冷凍食品も活用し、効率的な方法を考え、引き続きデイサービスセンターでの提供をします。

今後利用人数が増える可能性は低いと思われますが、地域の方々の安心に繋がる安定した運営が継続できるよう、宮川デイサービスセンターと連携し、職員体制も一体的に考え、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるように努めます。加えて地域でのサービス提供

が持続できるよう、宮川デイサービスセンターとの統合に向けての研究と準備も宮川デイサービスセンターと共に進めます。

古川デイサービスセンターも地域密着型通所介護に移行したことで、職員間の相互交流を図り、スムーズな運営を図ります。

職員に関しては風通しが良く、働きやすい環境作りを心掛け、ハラスマントのない職場を目指します。また、施設の老朽化もあり、必要な修繕かどうかを見極めて実施します。

災害対策については、マニュアルの見直しや事業継続計画（B C P）を作成し、研修・訓練を行うことで有事の際にスムーズに動くことが出来るように努めます。

サービス提供内容については、科学的介護情報システム（LIFE）を導入し、新しい加算を採用します。今後も飛騨市や関係者と連携しながら継続し、安心・安全で地域に根差したデイサービスセンターとなるよう努力します。

月曜日から金曜日営業

定員 18名

○宮川デイサービスセンター（介護給付；地域密着型通所介護）
(介護予防・日常生活支援総合事業)
(地域生活支援事業；基準該当障害者デイサービス)

地域密着型通所介護として、関係機関との連携を密にし、安定した運営を目指します。

河合デイサービスセンターと連携して職員体制を一体的に考えることで、効率の良い運営や多様化している利用者のニーズに応えたサービス提供が継続できるよう進めます。また、自宅で過ごしたい方と見守る家族の方の良き相談相手になり、介護技術の提案や急な利用にも随時対応していきます。

今後利用人数が増える可能性は低いと思われますが、地域の方々の安心に繋がる安定した運営が継続できるよう、河合デイサービスセンターと連携し、職員体制も一体的に考え、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるように努めます。加えて地域でのサービス提供が持続できるよう、河合デイサービスセンターとの統合に向けての研究と準備も河合デイサービスセンターと共に進めます。

地域行事への参加による地域との交流をはかり、地域内外への活動の周知、風通しの良い身近な施設を目指します。

災害対策としてマニュアルの見直し、事業継続計画（B C P）の更新、訓練を行ない、有事の際には迅速に平常サービスが提供できる体制づくりに努めます。

宮川地区は送迎ルートに迂回路がないため、交通事故や大雪・大雨などに大きな影響を受け送迎困難に陥る可能性があるため、早期の情報収集に努め、安心・安全な運営を行ないます。

サービス提供内容については、科学的介護情報システム（LIFE）を導入し、新しい加算を採用します。今後も飛騨市や関係者と連携しながら継続し、安心・安全で地域に根差したデイサービスセンターとなるよう努力します。

月曜日から金曜日営業

定員 15名

★保育所「増島保育園」

飛騨市や市内他保育園との連携を密にし、私立保育園ならではの特色ある保育・サービスを提供します。

一時預かり保育や子育てステーションは、地域の子育て支援拠点としての役割をより強化します。

保育にあたっては「増島保育園令和6年度保育の内容に関する全体的な計画」を基に、保育目標には「素直でたくましく心豊かな子に」を掲げ、和太鼓や運動遊びなど増島保育園の特色を活かし、地域に開かれた保育園を目指します。

また、少子化や未満児保育のニーズなどに対処するとともに、個々の育ちや障がい、家庭環境、国籍の違いにかかわらず、ともに認め合いながら育つインクルーシブな保育を進め、共に生きる仲間として将来支え合えることを目指します。また、学校や地域との連携を強化し、生涯途切れの無い支援や地域を愛する心を育てます。

さらに、子どもの主体性や、生きる力を育むことを目指したより質の高い保育を目指し、子どもが遊びから学ぶ機会を保障します。

給食については、自園給食のメリットを活かし、アレルギーや行事食など、それぞれに配慮した安心・安全な食の提供を行ないます。また、園内の保育環境についても安心・安全な管理に努めます。

また、年度内に老朽化した園児バスの更新を進め、同時に増島保育園の特色でもある自然豊かな園庭の整備に向けての検討も進めます。

職員の負担軽減、保護者へのサービス向上のために導入しているICTサービス「キッズビュー」については、さらなる拡充を図り、保護者との連携の強化や保育計画や反省を日々の保育に活かします。

「子ども誰でも通園制度」が令和7年度より法的に位置づけ、拡充がなされることを見据え、特に未満児保育の内容や体制について再考をします。

子育て世代が社会で活躍できる機会を増やすためにも、安心してお子様を預けていただけ るよう努め、未満児の定員を変更し、受け入れ態勢を広げます。

* 利用定員

0歳	12名
1～2歳	48名
3歳	50名
4歳	50名
5歳	50名
	合計 <u>210名</u>

★ 訪問介護事業

【老人居宅介護等事業】（介護給付：訪問介護）

（介護予防・日常生活支援総合事業：第1号訪問介護）

【障害福祉サービス事業】（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）

【移動支援事業】

利用者の身体状況や家族へのアンケート結果、ケアマネジャーからの情報を基に介護ニーズを的確に把握し、ケアプランに沿った適切な対応を基本に運営します。

障害福祉サービス及び移動支援事業については、法人内に相談支援事業所があることなどから、この地域のニーズを多く担っており、今後も運営の効率化を図るとともに職員体制を整え、相談支援事業所と連携しながら事業拡大を図ります。

基準緩和サービス（支えあいヘルパー）については、地域に専門的な事業所が出来たため、新規利用の受け入れはせず縮小していきます。

サービス提供にあたっては、利用者のニーズに即し、制度に沿った良質なサービスが常に提供できるよう、ヘルパー全体のレベルアップを図っていきます。また、事務的負担を軽減する為、ＩＣＴ化を進めアプリ導入を行いました。アプリ内の機能を十分に使用できるよう更なる活用法を研究していきます。

老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業共に他事業所も含め飛騨市全体でヘルパーが不足していることから、必要な資格の取得と障害者（児）に対応出来る人材の育成を図っていきます。

*利用目標 85名（常勤換算や運営規程上支障がない範囲で）

内訳…介護保険サービス 60名・900回／月

障害福祉サービス 25名・110回／月

★ 訪問入浴介護事業（やすらぎ号）

飛騨市で唯一この事業を提供しており、社会福祉法人としての責務からも今年度も事業を継続します。

採算性や職員の手配に苦慮する状況は変わりませんが、国は在宅介護にシフトしてきており、今後も必要とされる事業であるため、飛騨市の意向や地域ニーズの把握に努め、人員配置の検討を行なうと共に、訪問診療や訪問看護との連携を強化し新規受け入れを進めます。

★居宅介護支援事業

ケアマネジャー常勤2名、非常勤1名の職員体制を継続し、引き続き運営します。

今後の認定者数は徐々に減少していく予想となっていることから、介護予防プランについては、地域包括支援センターとの連携の中で受託件数を増やすと共に、新規利用者についても増加するよう努めます。

また、業務の効率化のため、ケアプランデータ連携の推進、ＩＣＴの活用をすすめ、主任ケアマネジャーを中心に事業所のレベルアップを図っていきます。

*利用目標人数

介護給付 100人 介護予防給付 30人

★ 障がい者自立支援施設「憩いの家」「喫茶いこいの家」

【障害福祉サービス事業】（就労継続支援B型事業・就労移行支援事業）

これまで就労継続支援B型事業と就労移行支援事業の2事業を多機能型として運営していましたが、就労移行支援事業については新規利用者が見込まれないこと、人員配置が困難なことから令和5年9月より休止となっており、今後も同様の状況が続くことが予測されるため令和6年4月をもって廃止する方向で考えています。

今後、一本化される就労継続支援B型事業の中でも就職を希望される方の支援は行っていますが、利用者のニーズはその他にも、利用者の高齢化や、介護保険サービスを利用される方の併用利用、施設入居の方の日中活動の場としての利用等、多岐にわたっており、これまで以上に個別に対応が求められているため、職員間の連携をより強化していきながら支援していきます。

生産活動については、以前より利用者の高齢化に伴う生産性の低下や、作業の大部分を職員が担っているといった状況が課題となっており、令和6年度も引き続き作業内容の見直し等を検討していきます。利用者それぞれのニーズに応えながら、利用者が安心して就労が継続できる場を目指します。

また令和6年度報酬改定において、工賃が高ければ高い程報酬単価が上がる仕組みがより顕著になってきており、工賃向上計画の策定も行い、より生産性が高く、効率的に取り組める生産活動を模索していきます。

就労継続支援B型事業

- * 利用定員目標 1日 平均18名（定員 20名）
- * 月平均工賃目標 13,000円（期末手当を含めて）

★ 相談支援事業「相談支援 いこい」

特定相談支援及び障害児相談支援事業の経営

障がい福祉サービス等の利用計画作成(計画相談支援・障がい児相談支援)と、一般的な相談への対応(障がい者相談支援事業)を、それぞれ市の指定及び委託を受けて実施します。

飛騨市で整備を進められている地域生活支援拠点の整備に関連して、飛騨市安心生活サポートシステム事業のサポートコーディネーター業務の委託を昨年度から受けており、引き続き務めていきます。

併設の「飛騨市地域生活安心支援センターふらっと+」と、さらなる連携を図りながら、行政からの指示を待つのではなく行政へ積極的に提案していく姿勢で飛騨市の福祉の発展に協力を続けます。

障がいのある方や関係者の声がダイレクトに届きやすい業務である利点と、多職種が協働できる法人の強みを活かして、総合的な支援体制を目指して取り組んでいきます。

- * 特定相談支援及び障害児相談支援の月平均モニタリング件数
50件／月（目標）

★ 共同生活援助事業「飛騨市障がい者グループホーム憩い」

【障害福祉サービス事業】

令和5年9月から共同生活援助事業を開始し、3名の入居者からスタート、初年度の当初予定6名を超えて、令和5年度末で7名の方が入居しておられます。

また、短期入所については今年度中にまずは実施できることを目標としていましたが、想定通りのニーズの高さがあり、そのニーズに応えるべく現在定員3名で運営しております。

定員は12名の中で2年目は当初10名を目標としておりましたが、短期入所のニーズにも応えていく必要があり、令和6年度目標としましては入居者9名、短期入所3名とし、3

年目以降の入居定員12名を目標としています。

世話人や宿直者等の新たに必要となるスタッフについては、憩いの家の職員の他、法人内の他の職員にも協力を求めながら進めておりますが、今後も入居者の増加に対応できるよう引き続き進めています

令和5年7月にスタートした多機能型施設「飛騨市多機能型障がい者支援センター古川いこい」には、共同生活援助事業所（グループホーム）の他に、当法人の本部事務局、居宅介護支援事業所（ケアマネ）、訪問介護事業所（ヘルパー）、訪問入浴介護事業所、相談支援事業所が集結し、岐阜県看護協会の訪問看護事業、飛騨市役所総合福祉課の地域生活安心支援センターふらっと+も事業開始となりました。

在宅サービス事業所が一か所に集約されることで、飛騨市の地域生活支援拠点の一つとして、飛騨市の障がいや生きづらさを抱える方々の支援の拠点として整備されることになり、これまで以上の連携によるサポート体制が整います。

*共同生活援助 目標入居者数：9名

*短期入所 定員：3名

★ 子どもの居場所づくり事業（いぶにんぐハウス・子ども食堂）

いぶにんぐハウスは、飛騨市の委託を受けて、ひとり親家庭等を中心として孤食防止のため、喫茶憩いの家のスペースを利用して実施します。

ここ数年利用実績はありませんが、本当にこの事業を必要とする利用者がいないのか、飛騨市と協議を進めます。

子ども食堂は、古川小学校と古川西小学校の児童を対象として、喫茶憩いの家のスペースを利用して昼食を提供します。

この事業は、法人の地域貢献事業と位置づけ、引き続き運営していきます。

生きづらさや家庭生活・学校生活に問題を抱えたご家族のニーズを探りながら、気軽に利用していただけるよう進めていきます。

いぶにんぐハウス

* 利用定員：毎月 火・木曜日（10名）
(17時30分～21時)

子ども食堂

* 利用定員：毎月 第二土曜日（20名程度）
(11時30分～13時)